

平成26年9月吉日

投資家の皆様へ

ベアリング投信投資顧問株式会社

「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）（愛称）あすなる」
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、追加型証券投資信託「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）（愛称）あすなる」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。何卒、この約款変更の主旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更の内容（予定）
当ファンドの信託期間を無期限から平成27年12月7日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとします。
2. 約款変更の理由
当ファンドの現在の信託財産規模および当ファンドの商品性の維持に鑑みて、信託期間を無期限から有期限（平成27年12月7日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）まで）に変更します。また、当該有期限までに運用の更なる継続が受益者のためにとって望ましいと判断される場合には受託者と協議のうえ信託期間を延長できる規定を設けます。
3. 約款変更の適用予定日
平成26年11月11日（火）

当該約款変更については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に定める「重大なもの」に該当するため、以下の「重大な約款変更」にかかる手続きが必要となります。なお、この約款変更にご異議のない方は、特に必要なお手続きはございません。

<重大な約款変更にかかる手続き、日程について>

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ① 新聞公告日（日本経済新聞朝刊） | ：平成26年9月8日（月） |
| ② 異議申立期間 | ：平成26年9月8日（月）から平成26年10月8日（水） |
| ③ 約款変更決定日 | ：平成26年10月9日（木） |
| ④ 異議申立受益者の買取請求期間 | ：平成26年10月20日（月）から平成26年11月10日（月） |
| ⑤ 約款変更適用日（予定） | ：平成26年11月11日（火） |

異議を申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、約款変更を行いません。なお、平成26年9月5日以降に当ファンドをお申込みされた受益者につきましては、異議申立てを行うことはできません。

以上をご了解の上、ファンドをご購入いただきますようお願い申し上げます。

- 本件に関するお問い合わせ先
ベアリング投信投資顧問株式会社 約款変更お問い合わせ窓口
住 所 〒100-6166 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー12階
電話番号 03-3501-6381
受付時間 営業日の午前9：00～午後5：00
ホームページ <http://www.barings.com/jp>

以上

(別紙)

変更の対象となる投資信託約款の変更内容

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>【信託期間】</p> <p>第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 27 年 12 月 7 日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとします。</p> <p>② 委託者は、<u>信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【信託期間】</p> <p>第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項ならびに第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による解約の日までとします。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>